

＝ 第 3 章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



平成 30 年 7 月豪雨に対する土砂災害対策（坂町小屋浦）

1 砂防関係事業の概要と整備方針

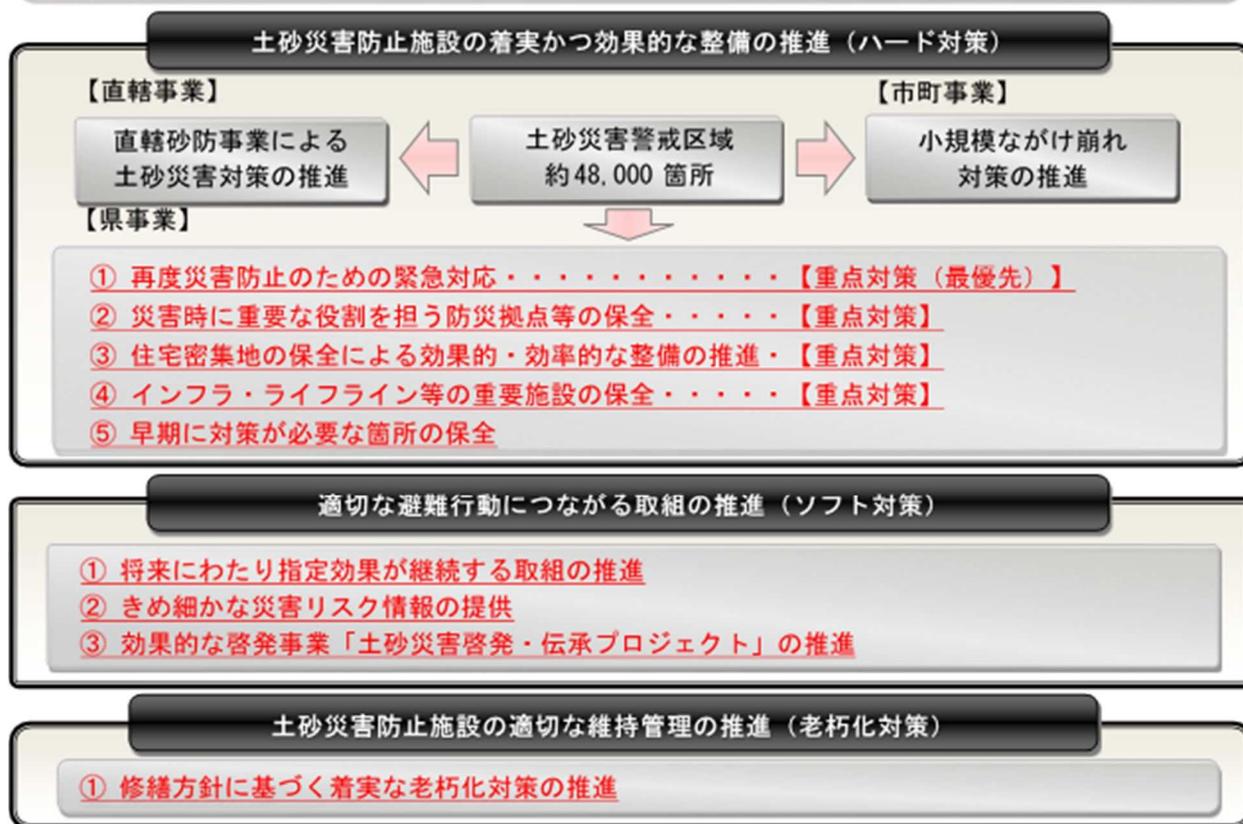
広島県は、県土の約7割が山地であり、崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成される地質が、南部を中心とした人口密集地域に広く分布し、長雨や集中豪雨に起因する、がけ崩れや、土石流等の土砂災害による被害を過去に何度も受けてきた。こうした背景や平成30年7月豪雨を踏まえ、土砂災害発生箇所における再度災害防止対策や地域の防災拠点の優先的保全など着実かつ効果的なハード対策や、警戒避難体制の充実など土砂災害から県民の命を守るために必要なソフト対策を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン2021」を令和3年3月に策定し、ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策を推進することとしている。

(1) 「ひろしま砂防アクションプラン2021」の概要

ア 実施方針

(ハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進)

平成30年7月豪雨の被災地の再度災害防止に最優先で取り組む。また、今後も激甚化が懸念される土砂災害から県民の命と暮らしを守るため、効果的なハード対策を着実に進めるとともに、県民一人ひとりの適切な避難行動につながるソフト対策を推進する。



(2) 事業の概要

ア ハード対策

(7) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、国民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に砂防法が施行された。

本県には、16,892の土砂災害警戒区域（土石流）があるが、このうち令和4年度末までに2,059溪流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

(イ) 地すべり対策

地下水等に起因して土地の一部が滑動し、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この対策として昭和33年に地すべり等防止法が施行された。

本県には、117の土砂災害警戒区域（地すべり）があるが、このうち令和4年度末までに地すべり防止区域として指定済の28箇所に対し、集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和44年に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が施行された。

本県には、30,740の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）があるが、このうち令和4年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の2,182箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

(エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和60年度から実施されている。

本県には、336の雪崩危険箇所があるが、このうち5箇所が整備済みとなっている。

イ ソフト対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の認知度向上の取組

県内の土砂災害警戒区域等の指定については令和2年6月に完了しているが、今後も将来にわたって指定効果が継続し、災害リスクを正しく認識できるよう、小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置するなど土砂災害警戒区域等の認知度の向上に資する取組を推進する。

(イ) きめ細かな災害リスク情報の提供

土砂災害の危険度が高まったときには土砂災害警戒情報を発表することにより、市町の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援している。

また、土砂災害警戒情報を補足する情報として、1kmメッシュ毎に詳細な土砂災害発生危険度を表した土砂災害危険度情報をインターネットやNHK広島放送局のデータ放送などにより提供している。

さらに、AR技術の活用による災害リスクの可視化や土砂災害警戒情報の精度向上など、個人や地域ごとに最適な情報が届くようきめ細かな災害リスク情報の提供に取り組んでいる。

(ウ) 「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進

県民に土砂災害に対する防災意識を広く啓発するとともに、被災の事実を地域や子ども達に確実に伝承していくため、「啓発」・「防災教育」・「伝承」を3本柱とする「土砂災害啓発・伝承プロジェクト」を推進している。

平成30年7月豪雨災害では避難の遅れ等により多くの犠牲者が出たことから、避難を促すチラシやポスターの掲示、防災知識の向上を図る防災教室の開催など、避難を促す新たな取組の強化に取り組んでいる。

ウ 直轄砂防事業

平成30年7月豪雨からの早期復興を推し進めるため、国は広島西部山系砂防事務所を開設し、これまで直轄砂防事業を行ってきた広島西部山系のほか、新たに安芸南部山系の広島市、呉市、坂町を含む8地区で砂防堰堤の整備に取り組んでいる。

(3) 区域の概況

(令和5年3月31日現在)

| 区分 事務所 (支所) | 砂防指定地 | | | 地すべり防止区域 | | 急傾斜地崩壊 危険区域 | | 土砂災害警戒区域等 | | | | | | | |
|-------------------|-----------|------------------|------------------|-----------|------------------|----------------|------------------|-----------|----------------|----------|----------------|----------|----------------|----------|----------------|
| | 指定 溪流数 | 指定 面積 (ha) | 指定 延長 (km) | 指定 箇所数 | 指定 面積 (ha) | 指定 箇所数 | 指定 面積 (ha) | 土石流 | | 急傾斜地の崩壊 | | 地すべり | | 合計 | |
| | | | | | | | | 警戒 区域 | 特別 警戒 区域 | 警戒 区域 | 特別 警戒 区域 | 警戒 区域 | 特別 警戒 区域 | 警戒 区域 | 特別 警戒 区域 |
| 西部 | 607 | 3,849.6 | 681.7 | 2 | 20.1 | 614 | 355.8 | 4,142 | 3,704 | 6,931 | 6,599 | 9 | 0 | 11,082 | 10,303 |
| 呉 (支所) | 293 | 881.3 | 229.6 | 0 | 0 | 766 | 491.8 | 1,462 | 1,345 | 2,638 | 2,431 | 0 | 0 | 4,100 | 3,776 |
| 廿日市 (支所) | 156 | 789.2 | 193.7 | 1 | 52.1 | 143 | 93.1 | 886 | 791 | 1,349 | 1,305 | 6 | 0 | 2,241 | 2,096 |
| 安芸太田 (支所) | 133 | 1,452.9 | 240.3 | 3 | 17.0 | 58 | 86.1 | 1,212 | 1,153 | 1,908 | 1,891 | 11 | 0 | 3,131 | 3,044 |
| 東広島 (支所) | 220 | 1,752.0 | 268.0 | 1 | 10.0 | 191 | 192.1 | 1,965 | 1,838 | 3,515 | 3,382 | 3 | 0 | 5,483 | 5,220 |
| 東部 | 142 | 3,187.4 | 187.8 | 8 | 126.3 | 146 | 106.3 | 2,004 | 1,774 | 4,857 | 4,726 | 30 | 0 | 6,891 | 6,500 |
| 三原 (支所) | 255 | 2,296.6 | 350.2 | 3 | 25.8 | 199 | 147.0 | 2,533 | 2,226 | 5,026 | 4,910 | 13 | 0 | 7,572 | 7,136 |
| 北部 | 135 | 728.1 | 193.5 | 1 | 5.1 | 38 | 36.6 | 1,065 | 1,016 | 1,998 | 1,949 | 18 | 0 | 3,081 | 2,965 |
| 庄原 (支所) | 118 | 897.9 | 188.4 | 9 | 283.1 | 27 | 33.1 | 1,623 | 1,544 | 2,518 | 2,478 | 27 | 0 | 4,168 | 4,022 |
| 計 | 2,059 | 15,835.1 | 2,533.2 | 28 | 539.5 | 2,182 | 1,541.9 | 16,892 | 15,391 | 30,740 | 29,671 | 117 | 0 | 47,749 | 45,062 |

※ 溪流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

※ 指定面積、指定延長は小数第2位を四捨五入

2 令和5年度事業の内容

(単位：千円)

| 区 分 | 事 業 内 容 | | 予 算 額 |
|-------------------------------|----------------------------------|------------------------|----------------------------|
| 土砂災害防止施設の着実かつ効果的な整備の推進（ハード対策） | 国直轄事業 | 広島西部山系等における土砂災害対策 | 2,913,665 (県負担金) |
| | 県事業 | 被災地における再度災害防止対策等 | 7,870,800 |
| | | 防災拠点や住宅密集地等を保全する土砂災害対策 | 9,944,950 |
| 適切な避難行動につながる取組の推進（ソフト対策） | 施設整備等による地形改変箇所における土砂災害警戒区域等の見直し等 | | 204,750 |
| | 情報提供システムの充実等 | | 235,185 |
| 土砂災害防止施設の適切な維持管理の推進（老朽化対策） | 砂防施設の修繕、改築等 | | 1,157,700 |
| 合 計 | | | 22,327,050 (22,889,011) |

※合計欄()内の数値は、令和3年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分を含む

令和4年度12月・2月補正（国補正対応分）含む

3 砂防関係施設の維持管理

本県では、現在、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、指定区域を明確にするとともに、不法行為の取締り、パトロールの強化等を行っている。

また、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設について、アセットマネジメントの点検結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に修繕を実施している。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち伐採・除草や標識の補修・更新等については、一部を除く市町に対して事務を移譲している。

